

お客さま各位

外国為替取引の内容確認に関するご協力をお願い

平素より格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

弊行は、「外国為替および外国貿易法」に基づき、お客さまの外国為替取引の内容を確認させていただいておりますが、国際社会の要請およびお客さまのお取引の安全を確保することを目的として「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与への対策」を強化することといたしました。

お取引の内容によって、確認書類をご提示いただく場合や、その内容を確認させていただいた結果によっては、弊行の判断により当該お取引の受付をお断りさせていただく場合がございます。お客さまのご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

1. 以下のようなお取引を行う場合、取引目的や取引金額の確認書類のご提示など追加的な確認をさせていただく場合がございます。

【お取引の一例】

- (1) お取引を行う目的やお客さまの収入・資産とを照らし合わせた取引金額について、妥当性の確認が必要なお取引
- (2) 短期間のうちに頻繁に行われるお取引
- (3) 弊行でお取引をする理由について、妥当性の確認が必要なお取引
- (4) 送金先・送金目的・送金原資等について、妥当性の確認が必要なお取引

2. 個人のお客さまへのお願い

- (1) お取引を行う目的について、確認書類をご提示いただく等、手続きにお時間をいただく場合がございます。
- (2) 過去に確認させていただいた事項についても、再度確認書類をご提示いただく場合がございます。お取引内容を確認させていただいた結果によっては、弊行の判断により当該お取引の受付をお断りさせていただく場合がございます。

3. 法人のお客さまへのお願い

上記「2. 個人のお客さまへのお願い」に加えて、当該法人を実質的に所有することが可能となる自然人（これを「実質的支配者」といいます）を含めて本人確認等を行い、確認書類を提示いただく場合がございます。

「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与への対策」に関する取り組みにつきましては、以下の金融庁ホームページでもご協力をお願いしております。

◆金融庁ホームページ「金融機関窓口などでの取引時の情報提供にご協力ください」

(URL : <https://www.fsa.go.jp/news/30/20180427/20180427.html>)

ご不明な点は足利銀行の窓口までご照会ください。